

心身に障害がある方の軽自動車税を減免します

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する方の軽自動車税が減免になります。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために専ら運転する場合も、減免の対象になります。該当する方は、必要書類をそろえて期日までに申請してください。

●各手帳
●各手帳を持つ方と生計を同一にする方が同じ住所でない場合は、保険証など扶養親族であることが確認できる物
●各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」*「常時介護証明書」は、各手帳の交付先が発行します。
●各手帳を持つ方と生計を同一にする方が同じ住所でない場合は、保険証など扶養親族であることが確認できる物
●各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」*「常時介護証明書」は、各手帳の交付先が発行します。

申請受け付け

五月二十四日(火)までに市民税課(本庁舎二階)。

*期日を過ぎると、減免申請の受け付けができなくなります。ご注意ください。

●必要書類

●平成十七年度軽自動車税納税通知書

●運転免許証

●常時介護証明書

●各手帳

●各手帳を持つ方と生計を同一にする方が同じ住所でない場合は、保険証など扶養親族であることが確認できる物

●各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」*「常時介護証明書」は、各手帳の交付先が発行します。

●各手帳

●各手帳を持つ方と生計を同一にする方が同じ住所でない場合は、保険証など扶養親族であることが確認できる物

国民年金こんなときには届け出を

人生の節目には、国民年金の手続きが必要な場合があります。届け出をしないといくと、年金が少なくなったり、受け取れなくなったりすることがあります。忘れずに届け出てください。

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。
●詳しくはお尋ねください。
●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

●詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ：国民年金課 国民年金係 TEL内線2481

●国民年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所です。

届け出が必要な場合	持ち物
就職した(厚生年金や共済組合に加入した)	年金手帳・健康保険証・印鑑
会社を退職した(厚生年金や共済組合の資格を喪失した)	年金手帳・退職証明書・印鑑
厚生年金や共済組合の加入者の被扶養配偶者でなくなった	年金手帳・配偶者の健康保険証または退職証明書・印鑑

納税通知書を発送しました

平成十七年度の固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書を発送しました。

●固定資産税・都市計画税の納税通知書には、課税資産(土地・家屋)明細書がいつしよになつていきます(土地・家屋の棟数・筆数が多い場合は、明細書が別に送付されます)。明細書の内容を確認してください。

●固定資産税・都市計画税は、平成十七年一月一日現在の所有者に課税されます。軽自動車税は、同年四月一日現在の所有者に課税されます。

●固定資産税・都市計画税の第一期分、軽自動車税の納期限は、五月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第二期分、軽自動車税の納期限は、六月三十日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第三期分、軽自動車税の納期限は、七月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第四期分、軽自動車税の納期限は、八月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第五期分、軽自動車税の納期限は、九月三十日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第六期分、軽自動車税の納期限は、十月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第七期分、軽自動車税の納期限は、十一月三十日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第八期分、軽自動車税の納期限は、十二月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第九期分、軽自動車税の納期限は、一月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第十期分、軽自動車税の納期限は、二月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

●固定資産税・都市計画税の第十一期分、軽自動車税の納期限は、三月三十一日(火)です。忘れずに納付してください。

乳幼児医療費の支給制度が変わります

現在の乳幼児医療費支給制度は、小学校就学前までの乳幼児の入院および通院の医療費（保険診療分）を保護者に支給する制度です。また、4歳以上の幼児の通院分に関しては、保護者の所得により医療費の一部を自己負担してもらう場合があります。

6月1日(水)診療分から、入院について15歳に達する年度の3月末日まで支給対象年齢を拡大し、あわせて、通院の場合の自己負担を廃止します。

入院分の対象年齢の拡大に伴い、新たに受給資格の発生する方（平成2年4月2日～同11年4月1日生まれの子どもを養育している保護者）には、今月下旬に通知を発送します（受給資格証の交付はありません）。

自己負担の廃止に伴い、現在お持ちの方すべての「乳幼児医療費受給資格証」が変わります。新しい受給資格証は、今月下旬に発送します。

また、対象年齢の拡大に伴い、当医療助成事業の名称が「乳幼児医療費支給事業」から、「こども医療費支給事業」に変更されます。

問い合わせ… 福祉医療課福祉医療係・TEL内線2532

固定資産税等を減免します

火災などにあわれた方の減免
火災などで損害を受けた家屋の、納期が到来していない固定資産税・都市計画税（家屋分のみ）が減免される場合があります。消防局予防課が発行した

「り災証明書」を添えて、資産税課（本庁舎二階）にご相談ください。
詳しくは、お尋ねください。
問い合わせ… 資産税課管理係・TEL内線2363

児童手当の届け出を忘れずに

児童手当の所得制限の対象となる所得が、五月二日以降の新規申請から平成十六年分の所得に切り替わりました。

現在、所得制限により手当を受けていない場合や、対象となる児童がいても申請をしていなかった場合は、新規申請をしてください。

また、すでに手当を受けている方は、六月中に現況届を提出してください（現況届については、五月三十一日(火)に発送の予定です）。

支給対象
小学校第三学年修了前の児童を養育している、所得が一定額未満（下表）の方。

手当額
一人目・二人目の児童は、月額五千円。三人目以降の児童は、月額一万円。

申請方法
こども家庭課（本庁舎二階）・出張所・連絡所で配布している認定請求書に必要事項を記入し、同課・出張所・連絡所に提出してください。申請した翌月分から支給対象となります。

なお、出生・転入による申請の場合は、出生・転入の翌日から十五日以内に申請してください。

児童手当の所得限度額を超えていても、サラリーマン等（厚生年金・私学共済等に加入している方）については、所得が一定額未満（左表）の方に限って、「特例給付」が受けられます。

特例給付を受けている方が、会社などを退職したときは受給資格が無くなりますので、消滅届を提出してください。この届け出が遅れると、退職後に受給した手当を返還することになりますので、ご注意ください。

問い合わせ… こども家庭課児童福祉係・TEL内線2588

所得限度額表（平成17年度）

扶養人数	児童手当		特例給付	
	所得額	収入額（参考）	所得額	収入額（参考）
0人	3,090,000円	4,538,000円	4,680,000円	6,525,000円
1人	3,470,000円	5,013,000円	5,060,000円	6,956,000円
2人	3,850,000円	5,488,000円	5,440,000円	7,378,000円
3人	4,230,000円	5,963,000円	5,820,000円	7,800,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算		1人につき38万円ずつ加算	

*対象は平成16年分所得です（源泉徴収の方は、給与所得控除後の金額が該当します）。収入額は、あくまで目安です。

*扶養人数は、平成16年分所得申告の際の人数です。所得には一定の控除（医療費控除・障害者控除等）があります。詳しくは、こども家庭課にお尋ねください。

*この限度額表の所得額には、政令控除分8万円が加算してあります。

*限度額表等、児童手当について詳しくはお尋ねください。

